

令和8年 春の交通安全市民運動 実施要綱

令和8年4月6日（月）～15日（水）



令和7年度交通安全ポスターの部 最優秀作品

スローガン

「ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」

「交通事故ゼロの豊田市を目指して」

目的

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人等による不慣れな交通環境での交通事故の発生が懸念されます。また、過ごしやすい季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になり、交通事故の危険性が高まります。

そこで、運動重点に沿った春の交通安全市民運動を展開し、市民一人一人が交通安全意識を高めて交通ルールを遵守することにより、交通事故の防止を図ります。

豊田市交通安全市民会議

市内一斉交通安全

街頭活動の日について

期日：令和8年4月10日（金）

- 一斉活動日を定めませんが、この日にこだわらずに各団体で実施可能な日時を決めて実施いただければ結構です。街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。

てをあげて
うんてんしゅさんに
ごあいさつ

令和7年度 交通安全標語の部 優秀作品

運 動 重 点	取 組 内 容
通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路、未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進します。 ② 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は、ドライバーとアイコンタクトし、会釈などで感謝の気持ちを示す「とまってくれてありがとう運動」を実践します。 ・反射材用品等の視認効果や使用方法等を理解し、自発的に着用します。
「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 「ながらスマホ」の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・運転中は、携帯電話等の通話や注視はしません。 ② 運転者の歩行者優先意識等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者は、「速度遵守」「ハイビームの活用」「歩行者優先」の3項目を実践します。 ・横断歩道等に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者優先義務等を遵守します。 ③ 飲酒運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンドルキーパー運動」や「飲酒運転四（し）ない運動」を実践し、飲酒運転を根絶します。 ④ 妨害運転等の防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って運転し、無理な進路変更や追い越し等は絶対にしません。 ⑤ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・「カチッと100！」を合言葉に、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底します。 ⑥ 高齢運転者の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進します。 ⑦ 外国人運転者の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・母国との交通ルールの違い等を理解するため、リーフレット等を活用した交通安全教育を推進します。 ⑧ 二輪車運転者に対する広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・二輪車の特性を理解し、顎紐はしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく使用します。またプロテクターも着用します。
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日から交通反則通告制度が適用されることを踏まえ、「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法等を遵守します。 ・「自転車ルールブック」を活用した交通ルールの周知や「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育を推進します。 ② 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故時の被害軽減のためのヘルメット着用を徹底します。 ・定期的な点検整備をし、また自転車損害賠償責任保険等に加入します。 ③ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールの理解・遵守の徹底と被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促進します。

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：https://signal.toyota.aichi.jp/